

第七回 参議院法務委員会會議録第三十三号

昭和二十五年四月二十七日(木曜日)午後四時十二分開会

本日の會議に付した事件

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(衆議院提出)

○弁護士法第五條第三号に規定する大を定める法律案(衆議院提出)

○土地台帳法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(伊藤修君) これより法務委員会を開きます。罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案、衆議院からの議案を緊急上程いたします。先ず衆議院法務委員長の花村君の御説明をお願いいたします。

○衆議院議員(花村四郎君) 只今議題となりました罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案についてその提案理由を御説明申し上げます。

御承知のごとく熱海市は去る四月の三日及び十三日の二度に亘り大火災に襲われまして、駅前商店街、熱海銀座、温泉地帯の大部分を焼失し、罹災戸数千六百三十八戸、その世帯数千八百八十七、罹災人員六千四百五十六名にも及び、その損害額が実に数十億に上つて居るのであります。その精神的、物質的損害たるや誠に深刻甚大なるものがあるのであります。これが

救済手段といたしましては、災害救助法による救助、その他免税等の方途もあるのですが、特に住宅を失つた罹災者を保護するため、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二を発動いたしまして、熱海市復興再建の一助とする必要があるものと認めまして、本案を提案いたしました次第でございます。

○委員長(伊藤修君) 本案についての質疑に入ります。何か御質疑ありませんか。……二度目の借地率はお分りにならないのですか。

○衆議院議員(花村四郎君) まだ詳しいことは分つておりません。

○委員長(伊藤修君) 何かありませんか。

○大野幸一君 これは衆議院の各派共同提案ですか。

○衆議院議員(花村四郎君) そうです。

○委員長(伊藤修君) 別に御質疑もなければ、質疑はこれを以つて終局することに御異議ありませんか。

の口頭報告の内容については予め御了承をお願いしたいと思います。賛成者の御署名をお願いいたします。

多意見見者署名  
大野 幸一 岡部 常  
鈴木 安孝 宮城タマヨ  
松井 道夫 小林 英三

○委員長(伊藤修君) 次に、弁護士法第五條第三号に規定する大を定める法律案を議題に供します。

○委員長(伊藤修君) 御異議ないと思えます。質疑はこれを以て終局いたします。直ちに討論に入ることいたします。

○鈴木安孝君 本案につきまして修正案を提出いたします。お手許に配つてあります通りでございますが、「大学院の置かれてあるもの」というところを「大学院の置かれてあるもの及び」と改めまして、「及び旧満洲国建国大学」を削る。こういうふうに変更いたします。

○委員長(伊藤修君) 他に御意見ございませんか。なればは討論はこれを以て終局することに御異議ございませんか。

ります。先ず鈴木委員の提案にかかるところの修正案を問題に供します。修正案に御賛成の方の挙手を願います。

○委員長(伊藤修君) それでは修正案通り決定いたします。

次に修正案を除く原案全部を問題に供します。原案全部に御賛成の方の挙手を願います。

○委員長(伊藤修君) 全会一致、原案の通り可決することいたします。

○鈴木安孝君 質疑なし。

○委員長(伊藤修君) では質疑はこれを以て終局いたします。討論を省略いたしまして、直ちに採決することに御異議ございませんか。

○委員長(伊藤修君) では直ちに採決することいたします。本案全部を問題に供します。本案全部に御賛成の方の挙手を願います。

○委員長(伊藤修君) 全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

尚、本會議におけるこの委員長の口頭報告の内容につきましては、予め御了承願いたいと思つて、本案に御賛成の方の御署名をお願いいたします。

多意見見者署名  
大野 幸一 岡部 常  
鈴木 安孝 宮城タマヨ  
松井 道夫 小林 英三

○委員長(伊藤修君) 本日はこれを以て散会いたします。

午後四時二十三分散会  
出席者は左の通り。

検事(民事局長) 村上 朝一君

四月二十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案(衆)

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)第二十五條の二の災害を左表上欄記載のとおり、同欄記載の災害につき同條の規定を適用する地区を同表下欄記載のとおり定める。

災 害 地 区

昭和二十五年四月 静岡県のうち  
三日及び同月十三 熱海市  
日静岡県熱海市に  
おこつた火災

附 則

この法律は、公布の日から施行する。